

昭和二十五年十一月二十八日提出
質問 第七七号

暴力団による労働者の権利侵害に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十一月二十八日

提出者 風早八十二

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

暴力団による労働者の権利侵害に関する質問主意書

日野ダイゼル工場では、十一月七日いきなりレッド・パージの拳に出で、解雇の内容証明をそれぞれの自宅に送付した。翌朝代表十五名位が会社との交渉に出かけたところ、門前には五十名位の暴力団が配置され、代表が着くやいきなり飛びかかり、なぐる、けるの暴挙に出た。代表の一人は打撲症により脳震とうを起した。日野警察署の眞野警部は、最初からこれを見ていたが、何らの処置をも施さなかった。

その後日野警察署から一個小隊が派遣され、暴力団と交替している。このような労働者に対する不法弾圧について、政府の所信を質したい。

- 一 この暴力団に対していかなる処置がとられたか。
- 二 とられないとするといかなる理由によるか。
- 三 警察の責任者は、職務怠慢で処分されると思うが如何。
- 四 警察と暴力団は同じ穴のむじなというべきであると思うが如何。

五 暴力団の暴行を見て、見ぬふりをしている事実は、暴力団を公認若しくは黙認するつもりか。

六 警察と暴力団とが事実上労働者の権利の侵害に協力している状態に対して政府の方針を聞きたい。

右質問する。